

令和2年改正電気通信大学入学料、授業料、寄宿料免除及び徴収猶予規程
附則第2項に基づく経過措置に関する要項

令和2年2月19日

(目的)

第1条 この要項は、電気通信大学入学料、授業料、寄宿料免除及び徴収猶予規程（以下「規程」という。）の一部改正（令和2年2月19日）に伴い、改正前の規程により授業料免除の対象となっていた学域学生のうち、改正後の規程により授業料免除の対象外となり、又は授業料免除の額が減少となる学生に対する経過措置として、従来と同様に経済支援を行うことを目的とする。

(対象学生)

第2条 対象となる学生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学域に令和2年3月31日現在在学し、4月1日以降引き続き在学する者
- (2) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条に基づく授業料等減免申請の要件を満たす場合において、当該申請を行った者

(授業料免除の額)

第3条 前条の学生が、経済的理由により授業料の支払いが困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、その期の授業料の全額又は半額を免除することができる。

2 前条の学生が、改正前の規程第11条第1項第1号に該当する場合は、その期の授業料の全額を免除することができる。

(授業料免除の申請)

第4条 この要項による授業料免除の経過措置を受けようとする者は、各期ごとにその都度定める期日までに、授業料免除申請書に次の各号に掲げる書類を添えて学長に申請しなければならない。

- (1) 家庭調書
- (2) 住民票
- (3) 所得課税証明書
- (4) 成績を証明するもの
- (5) 風水害等の災害を受けた者は市区町村等が発行する罹災証明書
- (6) 給与所得者については源泉徴収票、自営業者については確定申告書
- (7) その他参考となる資料

(経過措置の期間)

第5条 経過措置の期間は、この要項による授業料免除の経過措置の適用を受ける者が所定の修業年限を満了するために必要な期間とする。ただし、休学の期間がある場合には、当該休学期間を除く。

(その他の事項)

第6条 この要項に定めるもののほか、規程附則第2項に基づく経過措置の実施に必要な事項は従前の例によるものとする。